

かけがえのない命! いじめを絶対に許さない緊急アピール

平成24年7月20日

三重県知事 鈴木英敬
三重県教育委員会委員長 丹保健一

児童生徒が自らの尊い命を絶つという痛ましい事案が発生しており、この事態を深刻に受け止めているところあります。

いじめは、決して許されないものです。どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。いま、子どもたちのため、学校はもとより、地域の大人一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識してください。そして、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応してください。

子どもたちに関わる、私たち一人ひとりが、「いじめは絶対に許さない」「子どもたちを徹底して守り通す」という覚悟のもと、相互に連携を深めて、それぞれの役割や責任を果たしていくことが必要です。

先生方へ

いじめは、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうるものであります。子どもたちが発するどんな小さなサインも見逃さないでください。サインを見つけたら、その情報を学校で共有してください。日ごろから丁寧に児童生徒理解に努めてください。いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めてください。ただし、一人で抱え込むことがないようにしてください。いじめられている児童生徒を守り通すということを言葉と態度で示し、毅然と対応してください。

関係機関との連携を図り、地域ぐるみで子どもたちを守る取組に最善の努力を傾けてください。私たちは、みなさまを積極的に支えていきます。

保護者の方へ

わが子の姿をよく見つめ、いじめのシグナルを発していないか、細心の注意を払ってください。子どもに寄り添い、子どもの声を聴き、困ったときにいつでも相談できるような親子関係を築くことが大切です。

一人ひとりの子どもたちが、どれほどかけがえのないものであるかを伝えてください。「いじめは絶対に許されない」ということを、家庭の中でも十分に話し合ってください。

地域のみなさんへ

ぜひ、多くの目で子どもたちを見守ってください。心配な子どもがいたら、声をかけてください。地域行事への参加やあいさつなど、子どもたちとのふれあいを大切にしてください。地域全体で子どもたちを守っていくという関係を築いてください。

子どもたちのために、自分に何ができるのか、何をしなければいけないのかを今一度見つめ直し、それぞれの立場で積極的に行動に移しましょう。

子どもたちへのメッセージ

いじめは絶対に許されないこと。そして、いじめをはやしたり、傍観したりしていることも、決して許されないこと。いじめを見つけたら、必ず大人に伝えてください。軽い遊びやふざけだと思っているかもしれないが、あなたの言葉や態度が、人の心を傷つけ、苦しめているということに気づいてほしい。

みなさんは、どんなことがあっても、自らの命を絶つことはあってはなりません。困ったときは、決して自分の胸の中にとどめて悩むことなく、保護者の方や先生、友だちなどに相談する勇気を持とう。必ず誰かが相談にのってくれるということを忘れないでほしい。

私たち大人一人ひとりが、みなさんを守り抜きます。

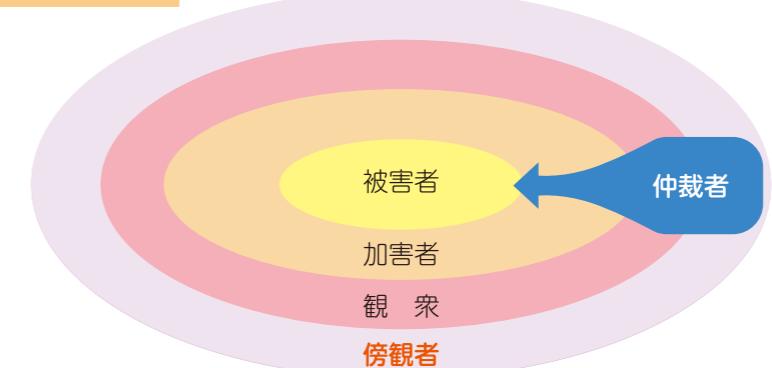


～いじめの問題への取組～

「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識のもと、未然防止、早期発見・早期対応に努めることが必要です。日頃から、児童生徒理解に立った生徒指導の充実を図るとともに、個に応じたわかりやすい授業を行い、児童生徒が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにすることが大切です。

仲間とともに問題を解決しようとする子どもたちの自発的・自主的な学校づくりを!

いじめの構造



参考：いじめの四層構造（森田洋司 他による「いじめの四層構造」を参考に作成）

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立てたり、喜んだりしてみている「観衆」は、いじめを積極的に認する存在です。見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを暗黙的に支持する存在です。この傍観者になりがちな子どもたちが、いじめをなくすと正義感をもって活動するような働きかけが必要です。

圧倒的多数である 傍観者に対して

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童生徒に徹底させること。
- いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめを助長する行為であるということを認識させること。
- いじめを大人に伝えることは正しい行為であると認識させること。
- いじめられる児童生徒を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示すこと。

いじめの予防・早期発見のために日常から家庭との連携を!

いじめが起きる前に、家庭に普段から次の取組をお願いすることにより、予防や早期発見につなげることができます。

- 万が一、子どもがいじめられたときに助けを求めやすい環境をつくること。
- 子どもたちがいじめにあっていないかどうかの目を配ること。
(サインのチェック)



いじめられている子のサイン（例）

- 感情の起伏が激しく、いらいらしている。
- 衣服が破れたり、汚れたりしている。
- 持ち物がよくなくなる。(壊れる、落書きされる)
- 食欲がなく、眠れない日が続く。
- 学校のことを話したがらない。
- 登校を嫌がったり、不調を訴えたりする。



一人ひとりの子どもが輝くために ~いじめの問題への取組~

【いじめの定義】

一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

いじめ発見のルートは…

- ① 本人の訴え
- ② 教職員による発見（担任、養護教諭、事務職員など）
- ③ 他からの情報提供（児童生徒、保護者、地域など）

多面的な情報を突き合わせて、全体像を把握しながら対応を行うためには、協働的な体制が必要。

取組

～チームでの適切な対応と 取組の成果と課題の検証を～

★指導や連携のチェックポイント【例】

- お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。
- 道徳や学級（ホームルーム）活動などの時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- 児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。
- 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を行ったりしているか。
- いじめられる児童生徒に対し、心のケアや弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- いじめを行う児童生徒に対し、特別の指導計画による指導の他、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- 日頃から学校の取組方針等について家庭や地域に対し理解を求めるとともに、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力して組織的にその解決に当たっているか。

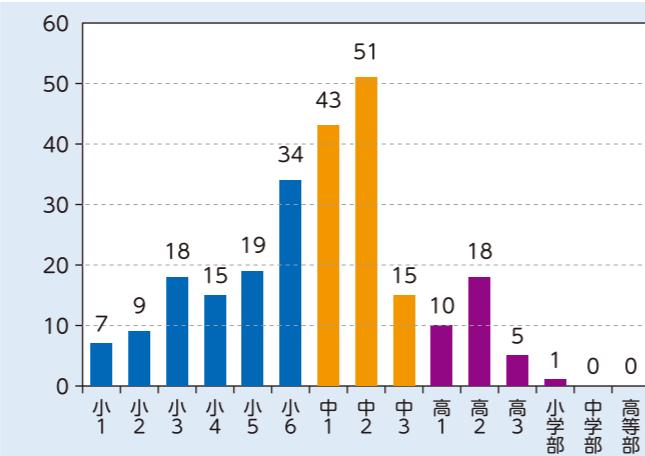


**いじめられている児童生徒を守り通すという姿勢
いじめは絶対に許されないという毅然とした態度
圧倒的多数である傍観者への働きかけ**

実態把握

～いじめの早期発見と 早期対応～

三重県におけるいじめの学年別認知件数(H23 問題行動等調査より)



いじめる心理は…

- ・ 心理的ストレス
- ・ 集団内の異質な者への嫌悪感情
- ・ ねたみや嫉妬感情
- ・ 遊び感覚やふざけ意識
- ・ いじめ被害者になることへの回避 など

各校種間で相互に連携を図るとともに、生活環境、交友関係などを十分に把握しつつ、児童生徒の発するサインを見逃すことなく、早期発見に努めることが必要。

★早期発見・早期対応のチェックポイント【例】

- 日常の教育活動を通じ、相談しやすい雰囲気づくりに努めているか。
- 児童生徒の生活実態について、学期に1回程度、年複数回のアンケート調査を実施した上で、聞き取り調査を行うなど、きめ細かな把握に努めているか。
(※いじめ事案が発生した場合は、月々の報告にて概要や対応等を当該教育委員会に報告しているか。)
- スクールカウンセラーや養護教諭など、学校内の専門家との連携に努めているか。
- 児童生徒が発する危険信号を見逃さずに、その一つ一つに的確に対応しているか。
- 問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、組織的な対応を行っているか。
- 教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携を行っているか。
- 児童生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。
- 学校における教育相談について保護者に周知されているか。

実態把握



- ⑥ 点検・検証
⑤ 周知徹底・連携

取組

基本的な考え方

- いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得ること
- いじめは人間として絶対に許されないこと
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと
- 学校全体で組織的に対応すること



- ① 情報収集
② 情報集約

方針の明確化

- ③ 報告・連絡・相談
④ 取組計画の策定

方針の明確化

～解決に向けた
適かつ誠実な対応～

いじめられている児童生徒に対して

- ・誰にも言はず苦しかった気持ちなど、心の痛みに共感しながら話を聞く。
- ・支え励ましたり、本人の「よさ」を認めたりすることにより自信を回復させる。

いじめている児童生徒に対して

- ・当事者だけでなく周りの児童生徒からも事情を聴き、実態を正確に把握する。
- ・相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、再びそのようなことを行わない気持ちを強く持たせる。
- ・そのような行為を行った背景を把握し、保護者との連携のもと指導・支援する。

周りの児童生徒(観衆・傍観者)に対して

- ・いじめられている児童生徒の心情を感じ取らせる。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのも許されないことであることを伝え、毅然とした態度で、いじめは許されないという雰囲気をつくる。
- ・いじめを見たら、制止するか、教師などの大人に伝えるよう働きかける。

★取組の方向性を明確にする際のチェックポイント【例】

- いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、いじめられている児童生徒を守り通すという姿勢を示しているか。
- 周りの児童生徒（観衆・傍観）が、いじめの問題に主体的に関わる取組を積極に取り入れているか。
- 定期的に報告・連絡・相談する機会をもち、担任だけで抱え込むことなく、チームで取り組む体制が整っているか。
- いじめの態様、原因・背景、指導上の留意点など、教職員間で共通理解を図り、取組の方向性を明確にしているか。